

<h1 style="margin: 0;">全法労協 だより</h1>	2009 年 4 月 18 日 No.72	目 次 九プロミニ交流会 in 佐賀..... 1 関西ブロック交流会..... 2 神奈川・法律合同分会結成 40 周年..... 4 神奈川法律関連事務員 9 条の会結成..... 5 退任の挨拶..... 6
	全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル 4 階 法律会計特許一般労組気付 (〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.hou-kan.com/	

九プロミニ交流会 in 佐賀 (2009.4.4~5)

熊本、宮崎、佐賀と九州ブロックミニ交流会も 3 回目を迎え、内容も充実してきました。佐賀に行ったらこんなこと交流したい、あそこへ行きたい、これ食べたい、と事前にたくさんのご要望をいただいておりますが、そんな夢のような企画が実現する筈もなく、予算と時間の都合で、余分 3 兄弟はサクサクッと却下。見事に必要なところだけをピックアップして下さった佐賀の事務員さん、お疲れさまでした。九プロミニ交流会は、開催地の事務員さんが企画を考えるという事になっているのです。



今年のスケジュールは、1 日目の自己紹介や仕事の内容などの交流会に加え、2 日目に実務交流会がセットされていたことが画期的です。前回宮崎で「交流することで知識も人脈も広がり、元気になれることをたくさんのお事務員さんに伝えたい。事務員さんなら誰でも興味がある実務研修をやって、組織外のお事務員さんにも声をかけやすくしたらどうだろう。」という案が出ていましたが、まさに、その通りの企画になって驚きです。佐賀の方はこの話を知らないはずですから。

また、1 日目の交流会のテーマに「日弁連研修についての各地の取り組み」という項目がありました。日弁連研修にしる 2 日目の実務研修にしる、佐賀のお事務員さんの興味が実務研修にあるということが伝わってきました。

参加者は、熊本から 2 名、宮崎から 1 名、福岡から 9 名、佐賀から 6 名の総勢 18 名。

【他の事務所の状況でびっくりしたことは？】

- ・時給の単価が高いということで残業を禁止されていること
- ・事務員さんで実務講習会を企画していること
- ・経験が 2 年なのに要求活動や組合員拡大に積極的に取り組んでいる事務員さんがいること

【交流会をきっかけにやってみようと思ったことは？】

- ・実務講習会を開いてみたい（できれば定期的に）

- ・もっと他の事務所の事務員さんと交流する機会をもちたいと思った
- ・医薬品の常備

【感想を！】

- ・たくさんの事務局の方のお話がきけて刺激になりました。
- ・事務員能力認定制度もここにくるまでの活動を初めて知って次回は受けたいと思っています。
- ・みなさん元気だナアー！！
- ・地域によって、こんなに雰囲気が違うんだなあと改めてそう感じました。
- ・懇親会で歌った替え歌（「麻生内閣冬景色」）も楽しかったです。

実は佐賀には「佐賀法律関連労働組合」という組合が存在しているはずなのですが、組合活動は停止状態。「佐賀県には組合もなく・・・」という発言がだされる状況でした。それにも関わらず、土日をつぶして6名もの事務員さんが参加して下さいまして感謝です。1日目記念写真を撮りました。バックのホワイトボードに「実務向上と権利向上めざして」の文字。「佐賀の組合がこれをきっかけにちょっとでも活性化すればうれしいと思います。(アンケートより)」

次回は鹿児島を目指します！九州地区での全法労協加盟最後の県です。希望としては指宿で砂風呂に入りながらの交流会。こんな贅沢な企画が通るかどうか！鹿児島の事務員さんよろしくご検討お願いいたします！！

九ブロミニ交流会担当 藤岡恵美子（福岡法律関連労組）



3月28日、和歌山で法全連・全国法律関連労組連絡協議会の関西ブロック交流会がありました。テーマは「日弁連能力認定制度の現状と未来」。講師は日弁連補助認定制度推進小委員会委員長の秋山

清人先生でした。

こうくと、とっても堅苦しい会議のように思われますが、一言でいうと「認定制度」について現状報告をしてもらって、参加者同士が率直にどう受け止めたのか、不安について交流した会議で、案外気さくな雰囲気でした。参加した者は正直「認定制度ってこういうものだったのか」と再認識したと思います。



☆認定制度スタート1年目

現在全国2640名が認定制度研修を受講しているとのこと。認定制度スタート1年目ということで、関わった人たちには緊張の幕開けだったようですが、まずまずの滑り出しです。スタートして改めて受講者からも弁護士からも様々な声・意見が届いていますが、あくまでも「事務職員の地位を向上させる」「ひとが学んでわかっていくことを大切にしたい」と秋山先生は話していました。

昼・夜・土曜にDVD研修をしている奈良弁護士会、独自研修が充実している大阪をはじめ

各単位弁護士会が研修を進めているようです。



☆不安なのは「私、合格できる？」

こういった中、参加した人たちの関心は専ら7月に行われる試験のことでした。「どんな問題になるのでしょうか？」というの「受験」する者としてはあたり前な質問でしょう。想定問題集を望む声もあります。しかし、1年目としては困難なことも多いようです。しかし、受講した人が、さっそく研修で得た知識で弁護士に説明をしたり、研修の意義は高ま

っているようです。

☆しゃあなしの和歌山だったが・・・

この会議に参加する前は、ホントに行く気全然なかったわけですが、情宣部の皆さんの「和歌山城の桜を見て会議に参加しよう」の言葉に抵抗もできず、「しゃあなし」で参加したので



した。その割には充実した思いをした1日でした。と、言うのも「認定のための研修っていても平日の昼間にされるとそりゃ無理や」と後ろ向きだった認識が、「そのためのDVD研修かぁ」となかなかフォローできてる部分も見えてきました

た。また、まじめにDVD研修を受けている人たちが「わかった」充実感を感じているようにも見えました。



☆ギクっとした一言

そして、秋山先生が言った「うちの事務局長はね、20年選手なんだけどね、いくらベテランでも法的な根拠がわかっていないとなんかフワフワしているんだよね」の言葉にショックを受けました。「あら、まるで私じゃない。手順しかわかっていない、だから繰り返し前例を見ないといつも不安なんだよなあ」と。ということで、試験を受ける受けないは別としてやっぱりきっちり研修は受けないと「わかってる」事務局にならないんだとすごく反省した次第です。

(取材者 中村)



交流会へは秋山先生を含めて38名が参加。うち、大阪からの参加は10名(戸田・白川・都築・吉田夫妻・中村・大畠・はが・泉・三澤)。

交流会後の懇親会には32名が参加し(大阪は8名)、地元和歌山や京都・奈良・兵庫の事務員さん達と交流を深めました♪

関西ブロックに参加するのは初めてでしたが、なんとなく分かった気になっている研修制度のこともよく分かったし、他の地域の組合員さんとも交流できてよかったです♪ (三澤)

* 関西ブロック交流会の記事は大阪法律関連労組のニュースからの転載です

分会40周年記念企画「ふりかえれば仲間がいてPart 4」を終え 全法労協定期総会 in 神奈川 (7月18日・19日) 開催に向けて

「分会が40周年を迎えるが、さて、どうする!？」

「いったいどうしたものか…」と執行部がウンウンうなっているなか、「さあやるぞ」「今こそ出番だ」とばかりに、記念企画を成功させるための準備会「カシオペアの会」(なぜこの名称がついたのかはよく分かりません)が有志により結成されました。

組合の40年をふり返り、これまで組合が積み重ねてきたものは何だったのか、これらをどう享受し、これからの活動に生かしてゆくことができるのか。企画会議では、現在の分会に対する不満や職場で抱えている問題にまで話がおよび、会議の度に脱線しながらも真剣な議論が続けられました。

記念企画は、分会の40年をふり返るスライドショーで幕があげ、その後、様々な分会の活動から学んだことや得た経験について、司会との掛け合いのなかで参加者に語ってもという形で進められました。最後は、若手からの、これからの分会を担う力強い言葉締めくくられ、拍手喝采のなかで幕が閉じられました。

当日は、全法労協の幹事団にも参加して頂きましたが、吉田議長や田辺事務局長には発言をもらい、なかなか全国の仲間と交流することができない神奈川の組合員は、とても刺激を受けていたように思います。



来賓の方も含め、参加された皆さん全国の幹事の皆さんにはどのように映ったでしょうか。

さて、今年全法労協定期総会は、7月18日～19日の日程で神奈川での開催予定です。この40周年企画の成功が、総会開催にむけたいい予行演習になりました。現在の分会の状況であれば、まったく心配はいらなと思っています。

全国のみなさん、分会員一同、定期総会でみなさんとお会いできるのを楽しみにしています。

(神奈川・法律合同分会 鈴木亮平)



「神奈川法律関連事務員 9 条の会」結成

神奈川の法律関連事務職員を組織する我が分会（全国一般・法律合同分会）の定期大会において、「私の個人的で希望的な決意」と述べた我々が 9 条の会が 2 年半後の本年 2 月 20 日に発足しました。

というと、準備万端怠りなく・用意周到・満を持してと思われる方もおられるでしょうが、事實は、周りから、「もうあきらめた!？」との噂もチラホラ聞かれるようになって、いよいよ進退きわまったという感じです。

ここまで、発足を先延ばしにしてきた原因は、まったく私の個人的なこだわりによるものでした。

当初、私のこだわりは、2 点ありました。一つは、本家の九条の会に倣って 9 名の呼びかけ人を組織すること、もう一つは、組合員だけではなく、法律事務職員だけではなく会計事務所、司法書士事務所など法律関連職場に働く人すべてを対象とすることでした。

9 名の呼びかけ人になってもらうために、弁護士会の職員、法テラス職員、会計事務所、司法書士事務所など電話をしました。その中で、司法書士の先生に話をする機会があり、「当職はそこまでの考えはなかったが、できる範囲で協力する」というお言葉もいただきました。しかし、「憲法を巡る問題について、このままでよいとは思っていないが、私が呼びかける立場になることには躊躇いがある」と断られた例や「憲法についてそこまで考えたことはないので、勉強したいと思います」と断られた例もありました。

そうなんです！『憲法を守る』『9 条を守る』と言うことは、政治的で大変勇気のいることになってしまうのです。だからこそ九条の会の意義があるのではないかとあらためて実感した次第です。

準備会としての飲み会を一度、事務局会議を数回もった上で 2 月 20 日正式な発足となりました。

呼びかけ人 6 名（法律事務所 4 名、会計事務所、司法書士事務所各 1 名）、事務局 5 名の体制でのスタートです。

当日は、『神奈川の軍事基地』について、私が簡単なレジメをつくりミニ学習会をしました。

お金がない、経験がないという暗中模索・五里霧中の状態ですが、コンセプトだけは明確です。「戦争のない社会で安寧に暮らしたいという人なら誰でも会員」になれる。もちろん利益があるあけでもありませんし義務も基本的にありません。だから、百人百色、百花の如くが望みです。

当面、5 月から 6 月をめどに一回り大きな集いめざして、愛称の募集、メーリングリストの開設、呼びかけ文の作成、申し合わせ事項の作成、会員登録の開始から始めたいと思っています。

神奈川・法律合同分会 上 杉 好 勝
(かながわ法律関連事務員九条の会事務局員)

退任の挨拶

村井秀樹

私は、2002年7月の第15回定期総会で幹事に選任され、2005年7月の第18回定期総会で副議長に選任され、これまで幹事・副議長を務めさせて頂きました。

この間、力不足でしたが、全国の仲間の助けをお借りして、何とか幹事・副議長を務めることができました。

今回、私自身が、本年3月で職場を退職することとなり、それに伴い、副議長を退任することになりました。任期途中での退任となり、吉田議長をはじめとする幹事の皆さんや全国の仲間に多大なご迷惑をお掛けすることになり、誠に申し訳ありません。

法律関連業種の職場は、「労働条件が劣悪で、労働基準法すら守られない状況」に置かれ続けています。その状況の中で司法改革が実行の段階に入り、法律事務所では法曹人口の増大から将来に対する経営的な不安や危機感の増大等から事務職員の労働条件の切り下げや退職勧奨などの事例が増えていますし、税理士・弁理士・司法書士等の関連業種でも、そこで働く事務職員の業務や雇用に大きな変化が現れてきており、雇用や労働条件が揺れ動いています。このような時期こそ、労働組合に求められている役割は、大きなものがあります。

法律事務所については、「法律事務職員能力認定試験制度」が昨年より始まりました。この制度をよりよいものにしていくことも大切な課題です。

このような大切な時期に、私自身の都合で職場を退職し、副議長を退任することになり、全国の皆さんに本当に申し訳ないと思っています。

私自身は、4月1日からは裁判所執行官として働く予定ですが、今後も私自身ができる範囲で、法律関連労働者の権利擁護・権利実現のために微力ですが、力を尽くしたいと思っています。

最後になりましたが、組合員の皆さんひとりひとりの力で全法労協がますます発展されることを祈念しています。

